

事務連絡
令和元年5月9日

事業主様

ナオリ健康保険組合

改元に伴う取扱い等について

日頃は、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今回、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の公布に伴い、5月1日より改元が実施されました。つきましては、ナオリ健康保険組合における改元対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

記

1.通知書等の取扱い

改元日以降に送付される通知書等に、改元日後の日が「平成」で表記されている場合でも、法律上の効果は変わらないため、有効なものとして取り扱われます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2.申請・届出様式（紙媒体）

令和元年5月以降も、新元号が記載されていない旧様式の内紙による届出は可能です。令和元年5月以後の日の元号の表記が「平成」と表記された内紙を利用して届出される際は、可能な限り、補正（訂正印は不要）の上ご提出ください。

3.電子媒体による届出

改元の実施に伴い、電子媒体による届出を行う際に使用している各プログラムのバージョン変更をお願いします。令和元年5月1日以降に申請を行う場合には、あらかじめプログラムの更新を行ってから申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

*更新対象プログラムについては日本年金機構ホームページ上に掲載されます。

【電子媒体申請のお問い合わせ先】

日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口

ナビダイヤル⇒0570-007-123（050から始まる電話からは「03-6837-2913」にお電話ください。）

この件についてのお問い合わせ
ナオリ健康保険組合 業務課
TEL 052-618-5517
までお願いいたします